

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	2
提出時期	平成29年3月 (定例会 臨時会)		
案件名	埜町地域づくり振興基金条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 埜町地域づくり振興基金と埜町地域振興基金を統合するにあたり、所要の改正を行う。</p> <p>【具体的な内容】 基金条例の題名改正 基金統合による基金設置規定の改正 附則にて、埜町地域振興基金条例の廃止規定及び基金統合のための経過措置を規定する。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行する。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	(議案)・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	3
提出時期	平成29年 3 月 (定例会) 臨時会)		
案件名	埴町役場庁舎建設基金条例を廃止する条例の制定について		
要 旨	<p>【廃止理由】 本基金については、平成4年から役場庁舎の増改築に要する資金を積み立てるため制定されたものであるが、昨今の財政状況により利子分の積立のみとなっている。 このことから、公有施設全体の中の庁舎整備とし埴町公有施設等整備基金と統合を行う。</p> <p>【具体的な内容】 標記基金については、平成4年から積立を開始し平成25年を最後に利子分の積立のみとなっている。埴町公有施設等整備基金に統合し公有施設のうちの庁舎整備とし基金を統合する。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行する。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	4
提出時期	平成 29 年 3 月 (定例会)・臨時会)		
案件名	埜町ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例の制定について		
要 旨	<p>【廃止理由】 標記基金については、平成 27 年度から平成 28 年度の 2 箇年で一般会計予算事業の町単独土地改良事業補助金へ取り崩し充当することとしており、今年度で基金の全額を取り崩し充当するため、基金条例の廃止を行う。</p> <p>【具体的な内容】 標記基金については、平成 27 年度から平成 28 年度の 2 箇年で一般会計予算事業の町単独土地改良事業補助金へ取り崩し充当することとしており、今年度で基金の全額を取り崩し充当するため、基金条例を廃止する。なお、予算措置については、平成 28 年度当初予算にて対応済みである。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行する。</p>		
担当課	まち整備課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	12
提出時期	平成 29 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例		
要 旨	<p>【提案理由】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、所要の改正を行う。</p> <p>【具体的な内容】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定を引用する本条例の規定について、改正後の同法の規定の内容と整合するよう、所要の改正を行う。(保有個人情報の提供先への通知、自己情報の利用停止請求等に係る規定の改正)</p> <p>【施行期日】 公布の日 ※埴町個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成 27 年埴町条例第 33 号)第 3 条の規定の施行期日が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日(平成 29 年 5 月 30 日)となり、今回の同法の一部改正の施行期日も同日となる。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	13
提出時期	平成 29年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例		
要 旨	<p>【改正理由】 IP 告知システムや地上デジタル放送再送信サービスなどの使用料について、収納対策として使用者の利便性を図り、口座振替による収納を実施するものである。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>① 月額方式、年 2 回の賦課徴収から、年額方式、年 1 回の賦課徴収とする。</p> <p>② 現在、月額 300 円としている IP 告知システム使用料を年額 3,300 円とする。年額 300 円の NTT の収納代行手数料が削減できる。</p> <p>③ 現在、月額 400 円としている地上デジタル放送使用料を年額 4,500 円とする。年額 300 円の NTT の収納代行手数料が削減できる。</p> <p>【施行期日】 平成 29年 4 月 1 日</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案 諮問・承認・認定・同意・報告	番号	14
提出時期	平成29年3月 (定例会) 臨時会)		
案件名	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大する等のため、所要の改正を行う。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>① 育児休業をすることができない職員（第2条関係） 子が1歳6か月に達する日までに引続き採用されないことが明らかでない等の非常勤職員は、育児休業をすることができることとする。</p> <p>② 育児休業法第2条第1項の条例で定める者（第2条の2関係） 養子縁組里親として委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養子里親として職員に委託された場合を加える。</p> <p>③ 再度の育児休業及び終了後1年を経過せずに育児短時間勤務をすることができる特別の事情（第3条、第10条関係） 家事審判による特別養子縁組が成立しなかった場合等を加える。</p> <p>④ 介護時間、育児部分休業及び育児休暇の時間調整（第17条関係） 時間調整の対象に介護時間を加える。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行する。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案 諮問・承認・認定・同意・報告	番号	15
提出時期	平成29年3月 (定例会 臨時会)		
案件名	特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
要 旨	<p>【改正理由】 農地利用最適化交付金が交付されることに伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員に対する報酬の上乗せ支給を可能とするため、所要の改正を行う。</p> <p>【具体的な内容】 別表中 農業委員会会長、職務代理及び委員並びに農地利用最適化推進委員の報酬を基本給と能率給に区分し、基本給は年額とし、能率給は予算の範囲内で町長が定める額とする。 能率給の支給方法については、第3条第1項各号の規定にかかわらず、当該年度分を当該年度の末日までに支給する。</p> <p>【施行期日】 平成29年4月1日から施行する。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	16
提出時期	平成29年3月 (定例会・臨時会)		
案件名	学校基金の設置及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 真名畑字入山国有林内にある埴小学校の学校林について、森林管理署と分収造林契約を締結しているが、平成28年に伐期を迎えたことから昨年12月に森林管理署の入札により立木が売却され、民収分が町に納入された。金額は1,080万円である。</p> <p>このことにより、当該立木が消失し今後新たに部分林契約を締結し森林を育成する計画もないことから、本学校林は廃止することとし、条例の一部の改正を行う。</p> <p>【具体的な内容】 第2条(1)山林(立木)の表中2行目、埴小学校、埴町大字真名畑字入山国有林内、面積34,499平方メートルを削除。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行する。</p>		
担当課	学校教育課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	17
提出時期	平成29年3月(定例会)・臨時会)		
案件名	埴町税条例等の一部を改正する条例		
要 旨	<p>【改正理由】 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）が平成28年11月28日に公布されたことに伴う改正を行う。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に名称変更する規定の整備 ② 個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長 ③ 軽自動車税環境性能割、種別割の導入時期の変更に伴う施行期日及び規定の整備 ④ 法人税割の税率引き下げ時期の変更に伴う施行期日の変更 ⑤ 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の1年延長に係る規定の整備及び経過措置の新設 <p>【施行期日】 平成29年4月1日及び消費税導入時期の変更に伴い延長される関連条例については、平成31年10月1日施行</p>		
担当課	町民課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	18																									
提出時期	平成29年 3月 (定例会)・臨時会)																											
案件名	埴町用水施設設置条例の一部を改正する条例																											
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>片貝地区、田代地区及び丸ヶ草地区用水施設の計画給水人口と一日最大給水量に実数との差異があるため、実数に応じた人口及び水量に改める。また、給水区域を示す字名の誤謬を修正する。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>第2条表中を次のように改める。</p>																											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">名称</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">改正後</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">改正前</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">計画給水人口</th> <th style="width: 15%;">一日最大給水量</th> <th style="width: 15%;">計画給水人口</th> <th style="width: 15%;">一日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>片貝地区用水施設</td> <td style="text-align: center;">64</td> <td style="text-align: center;">16.0</td> <td style="text-align: center;">157</td> <td style="text-align: center;">25.4</td> </tr> <tr> <td>田代地区用水施設</td> <td style="text-align: center;">52</td> <td style="text-align: center;">13.0</td> <td style="text-align: center;">85</td> <td style="text-align: center;">21.25</td> </tr> <tr> <td>丸ヶ草地区用水施設</td> <td style="text-align: center;">58</td> <td style="text-align: center;">14.5</td> <td style="text-align: center;">87</td> <td style="text-align: center;">21.75</td> </tr> </tbody> </table>				名称	改正後		改正前		計画給水人口	一日最大給水量	計画給水人口	一日最大給水量	片貝地区用水施設	64	16.0	157	25.4	田代地区用水施設	52	13.0	85	21.25	丸ヶ草地区用水施設	58	14.5	87	21.75
	名称	改正後		改正前																								
		計画給水人口	一日最大給水量	計画給水人口	一日最大給水量																							
	片貝地区用水施設	64	16.0	157	25.4																							
	田代地区用水施設	52	13.0	85	21.25																							
丸ヶ草地区用水施設	58	14.5	87	21.75																								
別表第6を次のように改める。																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%;">改正後</th> <th style="width: 40%;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">田代地区用水施設給水区域</td> <td style="text-align: center;">田代地区用水施設給水区域</td> </tr> <tr> <td>大字</td> <td style="text-align: center;">字</td> <td style="text-align: center;">字</td> </tr> <tr> <td>田代</td> <td style="text-align: center;">下五斗蒔、橋場、急度内、中里、久保田</td> <td style="text-align: center;">五升蒔、橋場、急度内、中里、久保田</td> </tr> </tbody> </table>					改正後	改正前		田代地区用水施設給水区域	田代地区用水施設給水区域	大字	字	字	田代	下五斗蒔、橋場、急度内、中里、久保田	五升蒔、橋場、急度内、中里、久保田													
	改正後	改正前																										
	田代地区用水施設給水区域	田代地区用水施設給水区域																										
大字	字	字																										
田代	下五斗蒔、橋場、急度内、中里、久保田	五升蒔、橋場、急度内、中里、久保田																										
【施行期日】 公布の日から施行する。																												
担当課	生活環境課																											

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	19
提出時期	平成 29 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>道路法施行令の一部を改正する政令の発布に伴い、福島県道路占用料徴収条例も一部改正されることから、埴町道路占用料徴収条例についても所要の改正を行う。</p>		
	<p>【具体的な内容】</p> <p>道路占用料の単価を改正する。</p>		
	<p>【施行期日】</p> <p>平成29年4月1日施行</p>		
担当課	まち整備課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	20
提出時期	平成 29 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町営住宅条例の一部を改正する条例		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>埴町大字片貝地内の笹原小学校教員住宅は当初教職員のための住宅として整備されたが、現在教職員は入居しておらず、教員以外の一般の方が入居している。今後教職員の入居予定も無いことから埴町営住宅として管理するため埴町営住宅条例の一部を改正する。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>笹原小学校教員住宅 3 戸を埴町営住宅として管理する。</p> <p>【施行期日】</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日から施行。</p>		
担当課	まち整備課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	21
提出時期	平成 29年 3月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町上水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例について		
要 旨	<p>【理由】 平成 23 年度の地方公営企業法改正により、剰余金の取扱いがそれぞれの公営企業自らの経営判断により決定することとなった。平成 24 年に条例を制定して、毎年度剰余金の処分を実施しているが、積立金の目的に応じて、翌年度以降の建設改良事業の予定や資金の予測等により適正に積み立てることができるよう改正する。</p> <p>【具体的な内容】 これまでの条例では利益が生じた場合、減債積立金及び建設改良積立金に条例で定める額を積み立て、残余は利益積立金に積み立てる規定であったが、減債積立金への積立のみを義務化し、建設改良積立金、利益積立金への積立は状況に応じて可能とし、未処分利益剰余金として保有することも可能とする。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行する。</p>		
担当課	生活環境課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	22
提出時期	平成29年3月 (定例会)・臨時会)		
案件名	埴町長期総合計画の後期基本計画の策定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>平成23年度に策定された第五次長期総合計画について、社会情勢の変化や、昨年策定した埴町人口ビジョン及び地方版総合戦略などを踏まえた見直しを行った。(後期基本計画の策定)</p> <p>【具体的内容】</p> <p>第5次長期総合計画の後期見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期計画から変更されたもの ・地方創生事業の組み入れ <p>【施行期日】</p> <p>平成29年4月1日</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	23
提出時期	平成29年3月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町体育施設及び埴町山村広場施設の指定管理者の指定		
要 旨	<p>【提案理由】</p> <p>埴町体育施設及び埴町山村広場の管理に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めたい。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 2 指定管理者となる団体の名称 3 指定管理の期間 <p>【施行期日】</p> <p>平成29年4月1日</p>		
担当課	生涯学習課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	24
提出時期	平成29年 3月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者の指定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>埜町農林水産物直売・食材供給施設に係る指定管理期間の満了に伴い、新たに指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めたい。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 2 指定管理者となる団体の名称 3 指定管理の期間 <p>【施行期日】</p> <p>平成29年4月1日</p>		
担当課	まち振興課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	25
提出時期	平成 29 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	大字及び字の区域の変更について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>地籍調査に伴い「大字及び字の区域の変更」が生じたため、議会の議決を求めたい。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>地籍調査事業「川上2・4・5地区」において、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 飛地になっている土地を隣接する字に区域を変更 ② 道路、水路の中が字界になっている場合に一方の字に区域を変更 ③ 道路が字の境界となるように字界を変更する <p>【施行期日】</p> <p>国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から施行するものとする。</p>		
担当課	まち整備課		